

## 令和6年度山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、市内における市産材の活用を促進し、森林整備の推進による森林の二酸化炭素吸収量の増大に寄与するため、市内の店舗等の新築、増築、改築又は修繕において当該店舗等の内装の全部又は一部に市産材を利用する者に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産材 市有林又は市内の森林から伐採された原木を市内の製材業者又は山形木材業組合加盟業者が市内で加工し、及び出荷した木材で、生産・流通履歴が明確かつ適正に管理されたものをいう。
- (2) 店舗等 対面により商品やサービスを提供する等の直接的に商業的な活動（以下「事業活動」という。）を行う飲食店、小売店又は商業施設の建築物をいう。
- (3) 店舗等事業者 店舗等の所有者又は店舗等の全部若しくは一部を借用する等して事業活動を行う者をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次条に規定する補助対象店舗の内装の全部又は一部に市産材を使用して、その新築、増築、改築又は修繕を行う事業とする。

### (補助対象店舗)

第4条 補助金の交付の対象となる店舗等（以下「補助対象店舗」という。）は、次の各号のいずれにも該当する店舗等とする。

- (1) 原則として店舗等の利用者が限定されていないこと。
- (2) 天井、床、壁、窓枠等店舗等の室内の目立つ部分に市産材が使用されていること。
- (3) 市産材のPRのために、市が提供する市産材プレートが利用者から見える部分に設置されていること。
- (4) 景観重点地区として指定されている「山寺地区」若しくは「蔵王温泉地区」又は山形市中心市街地活性化基本計画（令和2年11月策定）2〔2〕に規定する「中心市街地」に所在するものであること。
- (5) 補助対象事業に係る施工業者が市内に事業所又は営業所を有する工務店等であること。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主な目的とするものでないこと。
- (7) 法令等に違反するものでないこと。

### (補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う店舗等事業者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) この市の令和5年度の市税を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同法第35条の2に規定する特定性風俗物品販売等営業を行う者
- (3) その他市長が適当でないと認める者  
（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に使用する市産材の材料費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

（交付申請書）

第8条 補助金等交付申請書の提出期限は、補助対象事業の着工日の前日までとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 山形市産材証明書（内装木質化支援事業）（別記様式第2号）
- (3) 補助対象事業に係る見積書及び内訳書（補助対象経費が明確に分かるもの）の写し
- (4) 市産材の使用箇所を明示した平面図及び立面図
- (5) 補助対象事業の完了後の店舗等の内部のイメージが分かるもの
- (6) 令和5年度の納税証明書
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 補助対象事業は、規則第6条の規定による補助金の交付決定を受けてから実施するものとする。

（変更申請等）

第9条 規則第7条第1項第1号及び第2号の規定により市長の承認を受けようとするときは、山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業計画変更（中止）承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条 補助事業等実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日から20日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業実績書（別記様式第4号）
- (2) 市産材の生産・流通履歴が分かるもの
- (3) 補助対象事業の支出を証明する材料発注書及び受領書又は領収書の写し
- (4) 市産材の使用箇所の状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（財産処分の制限）

第11条 規則第18条ただし書に規定する市長が定める期間は、8年間とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

別記

様式第1号（第8条関係）

## 山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業計画書

### 1 対象施設に関する事項

- (1) 対象施設の名称 \_\_\_\_\_
- (2) 施設の所在地 山形市 \_\_\_\_\_
- (3) 建物延床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
- (4) 内装工事着工予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- (5) 内装工事完了予定年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- (6) 施工業者名 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

(7) 施設を使用する権利等（該当する項目に○を付けてください。）

・所有 ・賃借 ・その他（\_\_\_\_\_）

(8) 工事の内容（該当する項目に○を付けてください。）

・新築 ・増築 ・改築 ・修繕 ・その他（\_\_\_\_\_）

(9) 事業形態

・飲食業 ・小売店 ・商業施設 ・その他（\_\_\_\_\_）

主な業種 \_\_\_\_\_

### 2 木質化の計画内容

- (1) 木質化する部分 \_\_\_\_\_
- (2) 木材の生産地 山形市 \_\_\_\_\_ 地内
- (3) 市産材納入予定業者 \_\_\_\_\_

### 3 経費の配分

事業区分	補助対象経費（※） (C)=(A)+(B)	負担区分	
		市(A) =(C)*2/3(上限30万円)	自己負担 (B)
材料費 (消費税を除く。)	円	円	円

（※）内装の木質化に必要な市産材の材料費をいう。

山形市産材証明書（内装木質化支援事業）

年 月 日

（事業者等） 様

（証明者）

住 所

氏 名

T E L

下記の事業者等が店舗等に使用する木材は、下記のとおり市有林又は市内で伐採され、市内で加工し、出荷された原木で、生産・流通履歴が明確かつ適正に管理されたものであることを証明する。

記

- 1 事業者等 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_
- 2 施設の所在地 山形市 \_\_\_\_\_
- 3 施工業者名 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

4 原木の内訳及び伐採地

樹種	規 格	数量（本）	材積（m <sup>3</sup> ）	伐採地
合計				

年 月 日

（宛先） 山形市長

申請者 住 所  
氏 名

山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業計画変更（中止）承認申請書

月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業について、下記のとおり変更（中止）したいので、令和6年度山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由
- 3 添付書類
  - （1）変更後の事業計画書（別記様式第1号）
  - （2）その他市長が必要と認める書類

## 山形市産材利用店舗等内装木質化支援事業実績書

### 1 対象施設に関する事項

- (1) 対象施設の名称 \_\_\_\_\_
- (2) 施設の所在地 山形市 \_\_\_\_\_
- (3) 建物延床面積 \_\_\_\_\_  $m^2$
- (4) 内装工事着工年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- (5) 内装工事完了年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日
- (6) 施工業者名 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

(7) 施設を使用する権利等（該当する項目に○を付けてください。）

- ・所有    ・賃借    ・その他（\_\_\_\_\_）

(8) 工事の内容（該当する項目に○を付けてください。）

- ・新築    ・増築    ・改築    ・修繕    ・その他（\_\_\_\_\_）

(9) 事業形態

- ・飲食業    ・小売店    ・商業施設    ・その他（\_\_\_\_\_）

主な業種 \_\_\_\_\_

### 2 内装木質化の内容

- (1) 木質化した部分 \_\_\_\_\_
- (2) 木材の生産地 山形市 \_\_\_\_\_ 地内
- (3) 市産材納入業者 \_\_\_\_\_

### 3 経費の配分

事業区分	補助対象経費（※） (C)=(A)+ (B)	負担区分	
		市(A) =(C)*2/3(上限30万円)	自己負担 (B)
材料費 (消費税を除く。)	円	円	円

（※）内装の木質化に必要な市産材の材料費をいう。